

■ 役員報酬制度の点検手法等にかかる委員意見について

項 目	委員意見
<p>(1) 評価点数 1 点当たりの報酬額の差について (現行制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの評価の視点について 1～4 点で評価。 ・ 1 点当たり 50 万円の差を設定し、 700 万円 (3 点) ～1,050 万円 (10 点以上) の範囲で報酬基準を決定 	<p>○1,050 万円～700 万円の 1 点当たり 50 万円と大きな変動となるため、評価において保守的になる面がある。</p> <p>(1 点評価が減少することにより、報酬基準が 50 万円減額となるため、評価においてなるべく変えない方が良いという意識が働くのではないか。)</p>
<p>(2) 評価方法について (現行制度)</p> <p>前回評価時からの変化について点検・評価を行い、評価点数を増減。</p>	<p>○前回からの評価からの変化だけを捉える評価方法では、点数評価が難しい。</p>
<p>(3) 代表者と他の役員の報酬額の差について (現行制度)</p> <p>・専務・常務については代表者の報酬基準の 95～80%としている。</p> <p>①代表者が非常勤の場合 ⇒<u>代表者の 95%</u></p> <p>②代表者が常勤で、代表権を有する等に加え、他の役員と職責に明確な差がある場合 ⇒<u>代表者の 90%</u></p> <p>③代表者が常勤で②以外の場合 ⇒<u>代表者の 80%</u></p>	<p>○代表者の職務内容の増加に連動し、代表者以外の他の役員の報酬も増加することに違和感がある。</p> <p>○当該役員の職務内容が変わらないのであれば、代表者の報酬水準が上がった場合でも報酬を据え置くなどの対応が必要ではないか。</p>